

株 主 各 位

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素よりビート・ホールディングス・リミテッド（以下「当社」といい、また、当社の子会社及び関連会社と併せて「当社グループ」といいます。）をご支援いただき御礼申し上げます。

今般、当社2025年度定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。2025年3月25日を基準日として、当社修正及び書替済み附属定款に従い、同日において、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主の皆様は本株主総会にご出席いただくこと、そして、決議事項に関して投票が実施される場合にはご投票いただくことが認められており、また、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」といいます。）を通じて当社株式を保有されていた実質株主の皆様も当該総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。ただし、JASDECを通じて当社株式を保有されていた実質株主の皆様は直接投票することは認められておらず、当該実質株主のご指示により、JASDECが株主の議決権を行使しますので、実質株主の皆様におかれましては、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否を表示していただき、2025年9月2日午後1時（必着）までに指図書の原本を当社の日本における証券事務代行会社である三菱UFJ信託銀行株式会社宛てに折り返しご送付いただきますようお願いいたします。議決権行使方法の詳細情報については、日本における常任代理人にご相談ください。日本における常任代理人を有しない場合は、現地ブローカーにご相談ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2025年9月8日（月曜日）午前10時（東京時間） |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂8—10—32
ホテル アジア会館、2階「会議室A」 |

3. 会議の目的事項 報告事項

2024年1月1日から2024年12月31日までの事業報告及び連結損益計算書並びに2024年12月31日現在の連結貸借対照表の内容報告の件

決議事項

第1号議案：チン・シャン・ファイ氏の取締役としての再選任の件（普通決議）

第2号議案：株式分割の件（普通決議）

第3号議案：有償ワラント（新株予約権）の取締役及び役員への発行の件（普通決議）

本株主総会招集ご通知と併せてご提供する事業報告、連結損益計算書及び連結貸借対照表の抜粋、並びに独立監査人の監査報告書は、次頁以降に記載のとおりであります。

以上

チン・シャン・ファイ
最高経営責任者

注記：当社修正及び書替済み附属定款に従い、2025年3月25日（基準日）において、当社株主名簿に氏名が記載された登録株主の皆様は本株主総会にご出席いただくこと、そして、決議事項に関して投票が実施される場合にはご投票いただくことが認められており、JASDECを通じて株式を保有されていた実質株主の皆様は、三菱UFJ信託銀行株式会社宛てに議決権代理行使指図書をご送付いただくことにより、JASDECを通じて預託株式に付された議決権を行使する必要があります。また、当該株主の皆様は、各自ご自身が2025年3月25日（基準日）において当社の実質株主であることを証するため、ご自身の公的な身分証明書、本株主総会招集ご通知の原本及び本株主総会招集ご通知が郵送された際の封筒を会場入り口でご提示いただくことを条件に、当該総会にご出席し、質疑を行うことが認められております。詳細については、日本における常任代理人又はお取引先の証券会社にご相談ください。

報告事項

2024年1月1日から2024年12月31日までの事業報告及び連結損益計算書並びに2024年12月31日現在の連結貸借対照表の内容報告の件

2024年12月期事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当社グループの2024年12月期の主な事業は、「ライセンス事業」及び「メッセージング事業」です。

売上高は、2023年12月期が2,348千米ドル（371百万円）であったのに対し、2024年12月期が1,822千米ドル（288百万円）でした。

2024年12月期における売上高の減少は、主としてメッセージング事業セグメントの売上高が減少したことによるものです。

2024年12月期におけるライセンス事業セグメントの売上高は-千米ドル（-百万円）、メッセージング事業セグメントの売上高は1,822千米ドル（288百万円）及びその他の事業セグメントの売上高は-千米ドル（-百万円）でした。

2024年度サービス部門別概要

ライセンス事業

ライセンス事業は、モバイル機器やアプリケーションに関連した知的財産権及びその他の権利のライセンス・サービスを提供しております。

メッセージング事業

メッセージング事業は、A2Pメッセージング・サービス及びソフトウェアの製品・サービスの分野においてサービスを提供しております。

(2) 設 備 投 資

当社グループに必要な設備投資は、主に、データ保存、ネットワーク化、並びに顧客に対する情報及びメッセージの提供のためのコンピュータ機器の購入です。2024年12月期の総設備投資は、12千米ドル（2百万円）となりました。

(3) 資 金 調 達

2024年12月期における主な資金調達は、2024年4月30日に、第三者割当（DES）により発行した6,495,500個の新株予約権の行使によるものでした。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、事業に関する以下の様な問題点を解決するため、引き続き措置を講じております。

当社グループの深刻な財政状態が、本来事業開発のために利用されるべき経営資源を制限しております。当社グループは過去に多大な損失を被り、多くの資金が失われました。2024年12月期においては、前連結会計年度から引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当社グループは、引き続き、深刻な財政状態に直面しております。

- 1) 当社グループの資産規模は非常に小さくなっており、事業の拡大に必要な資源が充分ではありません。その結果、収入が事業経費及び費用を賄いきれず、当社グループ全体に著しい損失をもたらしております。
- 2) 当社グループは、当連結会計年度において、前連結会計年度から引き続き営業損失2,631千米ドル（416百万円）を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失3,416千米ドル（540百万円）を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フロー支出は3,244千米ドル（513百万円）となっております。当社グループの事業がもたらす収入及びキャッシュ・フローは低水準又はマイナスとなっており、当社グループは資金不足の状態にあります。

対策

- ・事業の損失削減及び収益性の向上のため、全社的な費用及び営業費用の更なる削減。
- ・当社グループの限られた資金を活用しての投資活動の促進。
- ・業務提携を含むがこれに限定せず、その他様々な手法による新たな発展の機会をもたらす潜在投資家・提携先の発掘。
- ・新たな資金調達により調達する資金による新たな収益源の獲得。

(5) 成長戦略

今後、当社は、アジア圏内におけるネットワーク及び基盤を活用し、ライセンス事業及びメッセージング事業の拡大に注力しつつ、戦略的投資活動を積極的に推進していく予定です。

(6) 営業成績及び財産の状況

当社グループの主要な経営指標等

	2024年12月期		2023年12月期	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
売上高	1,822	288	2,348	371
営業利益 (△損失)	△2,631	△416	△2,604	△412
経常利益 (△損失)	△3,414	△540	△3,183	△503
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)	△3,416	△540	△3,180	△503
EBITDA*	△2,427	△384	△2,399	△379
純資産額	15,209	2,406	△1,725	△273
総資産額	19,970	3,159	12,041	1,905
	米ドル	円	米ドル	円
1株当たり純資産額	0.84	132.87	△0.01	△1.58
1株当たり当期純利益 (△純損失)	△0.57	△90.16	△0.02	△3.16
	2022年12月期		2021年12月期	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
売上高	2,298	364	3,845	608
営業利益 (△損失)	△2,274	△360	△4,195	△664
経常利益 (△損失)	△2,366	△374	△6,075	△961
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)	△2,373	△375	△15,785	△2,497
EBITDA*	△2,048	△324	△2,920	△462
純資産額	1,379	218	△2,945	△466
総資産額	43,966	6,955	4,627	732
	米ドル	円	米ドル	円
1株当たり純資産額	△0.04	△6.33	△0.05	△7.91
1株当たり当期純利益 (△純損失)	△0.04	△6.33	△0.28	△44.29

(注) 1. 消費税は売上高に含まれておりません。

2. 当社グループの財務諸表は、米ドルで表示されています。「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=158.18円で換算されております。なお、当該円換算額は分かりやすいよう表示したものにすぎないため、米ドル建ての金額が上記の相場で計算された円建ての金額に実際に換金できると保証するものではありません。

3. 当社グループは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本GAAP」といいます。）に準拠して作成された財務諸表に関する「EBITDA」を、営業損益に減価償却費及びのれん償却額等を加えたものとして定義しています。当社グループは、EBITDAが財務業績の重要な尺度であると考えているため表示しております。EBITDAは、日本GAAPによる測定法ではなく、また適用可能なGAAPに従い作成された損益計算書又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとしてみなすことはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項（減価償却費及び償却費等）も、当社グループの業績を理解し、かつ評価する際の重要な要素であるとお考えください。
4. 本書に記載される当社グループの開示書類は、財務諸表開示規則に従い、かつ日本GAAPに準拠して作成されています。

当社グループは、過去の慣習に倣って、世界中の投資家向けに国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に従った財務諸表も作成しています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRS間の重要な差異には、株式発行費用、上場関連費、のれんの償却費及び減損、株式報酬、償還可能優先株式、並びに新株予約権などに関するものがあります。

【参考】

	2024年12月期		2023年12月期	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
売上高	1,822	288	2,348	371
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）	△3,423	△541	△3,134	△496
EBITDA*	△2,748	△435	△2,631	△416
	2022年12月期		2021年12月期	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
売上高	2,298	364	2,171	343
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）	△2,364	△374	△14,791	△2,340
EBITDA*	△2,067	△327	△10,117	△1,600

（注）当社グループのIFRSに基づく連結財務諸表に関するEBITDAは、支払利息、税金、減価償却費及び償却費控除前の利益（損失）です。

2. 会社の概況 (2024年12月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、ケイマン諸島の会社法に基づき設立・登記されている外国会社であり、香港に事業本部を構えシンガポール、マレーシア、インドネシア、日本、中国及びカナダに子会社を有しております。当社グループは、知的財産権のライセンス事業及びA2Pメッセージング・サービス並びにソフトウェアの製品及びサービスを提供しております。

(2) 主要な事業所 (子会社を含む)

香港事業本部の所在地: Suite 2103, Infinitus Plaza, 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

マレーシアのオフィスの所在地: B-3-2, Level 3, Tower B, North Point Offices, Mid Valley City, No.1, Medan Syed Putra Utara, 59200 Kuala Lumpur, Malaysia

インドネシアのオフィスの所在地: Wisma Staco, Lantai 5, Jalan Casablanca Kav. 18, Menteng Dalam, Tebet, Jakarta Selatan 12870, Indonesia

(3) 株 式 の 状 況 (普通株式、優先株式及び劣後株式)

- ① 授権株式の総数： 20,000,000,000.00株 (2024年12月31日現在)
- ② 発行済株式の総数： 18,203,557.76株 (2024年12月31日現在)
- ③ 株 主 数： 8,350名 (2024年12月31日現在)
- ④ 大株主の状況 (2024年12月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合
LIAN YIH HANN	9,000,001	49.44%
LAI MAN KON	6,066,992	33.33%
KHOO JIE XIONG	1,262,000	6.93%
PHILLIP SECURITIES CUSTOMER	788,494	4.33%
原野 直也	204,000	1.12%
SGPITAKUGUCHI	34,596	0.19%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	27,384	0.15%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES	21,609	0.12%
アオキ ヒサシ	20,000	0.11%
クドウ リエ	19,220	0.11%

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

当社は、2024年12月期において自己株式の取得及び処分を行っておりません。

(5) 従 業 員 の 状 況 (2024年12月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 か ら の 従 業 員 の 変 動	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
43名	18名減少	31.44歳	5.16年

- (注) 1. 上記の従業員数は、連結ベースでの全就業人員数であります。
2. 上記の従業員その他、当社グループは契約社員3名を雇用しております。

(6) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

2024年12月31日現在、当社には（子会社を除き）主要な借入先はありませんでした。

(7) 取締役及び執行役員 (2024年12月31日現在)

① 取締役

役職名	氏名	担当職務
取締役会会長、CEO、CFO、報酬委員会委員長及び投資委員会委員長	チン・シャン・ファイ (Chin Siang Hui)	当社のCEO/CFOも兼務しており、当社の経営全般を担当しております。その他報酬委員会委員長及び投資委員会委員長を務めています。
独立社外取締役、監査委員会委員長、報酬委員会委員及び投資委員会委員	原野 直也 (Naoya Harano)	監査委員会委員長、報酬委員会委員及び投資委員会委員を務めています。
独立社外取締役及び監査委員会委員	チャン・ツ・イン (Chang Tzu-Ing)	監査委員会委員を務めています。

- (注) 1. 原野直也は、2021年3月30日付で選任された独立社外取締役です。
チン・シャン・ファイは、2021年7月9日付で選任された執行兼務の取締役です。
チャン・ツ・インは、2021年7月9日付で選任された独立社外取締役です。
2. 当社グループの委員会の構成員は以下のとおりです。
- 監査委員会
議長：原野 直也 (2021年3月30日付で就任)
委員：チャン・ツ・イン (2021年7月9日付で就任)
- 報酬委員会
議長：チン・シャン・ファイ (2021年7月9日付で就任)
委員：原野 直也 (2021年3月30日付で委員長、2021年7月9日付で委員に就任)
- 投資委員会
議長：チン・シャン・ファイ (2021年7月9日付で就任)
委員：原野 直也 (2021年3月30日付で委員長、2021年7月9日付で委員に就任)

独立社外取締役に関する事項

- (i) 他社において執行権限を有する取締役の地位にある者、当社以外に独立社外取締役の地位にある者
該当事項はありません。
- (ii) いずれの独立社外取締役も、当社の子会社若しくは関連会社又はビジネスパートナーの取締役、役員又は従業員との間において、何ら特別な関係を有しておりません。
- (iii) 取締役会／各種委員会の会議への出席状況（2024年12月期の在職期間中における出席回数／会議の開催回数）

	取締役会	監査委員会	報酬委員会	投資委員会
チン・シャン・ファイ	15回／15回中	4回／4回中	－	－
原野 直也	13回／15回中	4回／4回中	－	－
チャン・ツ・イン	15回／15回中	4回／4回中	－	－

② 執行役員

役職	氏名	職務
最高経営責任者（CEO）	チン・シャン・ファイ	当社のビジョン及び成長戦略の策定・実行に責任を負います。
最高財務責任者（CFO）	チン・シャン・ファイ	当社の総合的な財務戦略及び財務管理計画を策定、遂行します。

(8) 主要な企業結合に関する事項

① 主要子会社 (2024年12月31日現在)

名称	発行済株式資本	当社による 所有割合又は 支配割合	主要な事業内容
ビートホールディングスジャパン株式会社 (Beat Holdings Japan Limited) ㊟	10,000,000.00 円	100%	金融情報サービスの提供
新華ホールディングス(香港)リミテッド (Xinhua Holdings (HK) Limited) ㊟	10,000.00 香港ドル	100%	日本及び中国の子会社の親会社
新華ファイナンシャル・ネットワーク(北京)リミテッド (Xinhua Financial Network (Beijing) Limited) ㊟	2,550,000.00 米ドル	100%	金融情報サービスの提供
新華ファイナンシャル・ネットワーク(上海)リミテッド (Xinhua Financial Network (Shanghai) Limited) ㊟	10,750,000.00 米ドル	100%	金融情報サービスの提供
新華モバイル・リミテッド (Xinhua Mobile Limited)	1,000.00 米ドル	100%	ライセンスング関連サービスの提供
新華モバイル(香港)リミテッド (Xinhua Mobile (Hong Kong) Limited)	10,000.00 香港ドル	100%	ライセンスング関連サービスの提供
GINSMS インク (GINSMS Inc.) ㊟	15,148,160.00 カナダドル	52.29%	メッセージング関連サービスの提供
グローバル・エッジ・テクノロジー・リミテッド (Global Edge Technology Limited) ㊟	6,500,000.00 香港ドル	52.29%	メッセージング関連サービスの提供
レッドストーン・リソースズ・リミテッド (Redstone Resources Limited) ㊟	2.00 米ドル	52.29%	メッセージング関連サービスの提供
GINインターナショナル・リミテッド (GIN International Limited)	100.00 香港ドル	52.29%	メッセージング関連サービスの提供
インフォソフト・グループ Pte リミテッド (Inphosoft Group Pte Limited) ㊟	1,614,500.00 シンガポール・ドル	52.29%	メッセージング関連サービスの提供
インフォソフト・マレーシア Sdn Bhd (Inphosoft Malaysia Sdn Bhd)	100,000.00 マレーシア・リンギット	52.29%	メッセージング関連サービスの提供
PTインフォソフト・インドネシア (PT Inphosoft Indonesia)	962,500,000.00 インドネシア・ルピア	51.77%	メッセージング関連サービスの提供

名 称	発行済株式資本	当社による 所有割合又は 支配割合	主要な事業内容
インフォソフト・シンガポール Pte・リミテッド (Inphosoft Singapore Pte Limited)	300,000.00 シンガポール・ ドル	52.29%	メッセージング関連サービ スの提供
ビート・チェーン・Pte・リミテッド (Beat Chain Pte. Ltd.) ◎	2,000.00 シンガポール・ ドル	100%	ブロックチェーン技術関連 の開発

(注) ◎を付している子会社は現在、事業を行っておりません。

② 持分法適用関連会社（2024年12月31日現在）

名 称	発行済株式資本	当社による 所有割合又は 支配割合	主要な事業内容
Fame Rich Enterprises Limited	20,000 米ドル	30%	持株会社
Express Surplus Limited	100 香港ドル	30%	持株会社
Yuet Fat Group Limited	200百万 香港ドル	30%	不動産投資

③ 企業結合に関する事項及び成果

当社には、上記の主要子会社を含む連結子会社15社、持分法適用関連会社3社があります。

(9) 株 式 買 取 権

該当なし

(10) 監査委員会の機能遂行に必要な事項

当社は、監査委員会を設置し、2024年12月31日現在監査委員会は当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成されております。監査委員会の目的は、(i) 当社の四半期及び年次の財務情報、(ii) 外部及び内部の監査報告書、並びに (iii) 経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査することで、取締役会を支援することにあります。

2024年12月31日現在、監査委員会は、当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員以外の最低2名の取締役によって構成されます。監査委員会の半数は、当社の独立した非業務執行取締役であり、また、監査委員会の委員長は、当社の1名の独立した非業務執行取締役です。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- ① 当社の年次報告書、財務諸表及び四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役に提供すること。
- ② 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- ③ 取締役及び執行役員による義務の履行を監視すること。

また、監査法人アリアが、当社の独立監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本における一般に公正妥当と認められた監査の基準に従って外部監査人により監査されます。独立監査人は、日本GAAPに基づいて作成された財務諸表について報告書を作成し、かかる独立監査人による報告書は、株主総会に提出されます。監査法人アリア及びRSM香港は、2024年12月期における当社の財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、日本版SOX法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行いました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は監査法人アリアにより発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて関東財務局に提出されます。

(11) 取締役及び役員の報酬に関する報酬委員会の方針

当社は、当社の取締役1名及び非業務執行独立社外取締役1名によって構成される報酬委員会を設置しております。報酬委員会の目的は、当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討、決定して、取締役会を支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことができる一切の事項を行う権限を授与されています。報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社で保管することが義務付けられています。

(12) 取締役及び独立監査人に支払われる賞与及びその他の報酬

① 取締役の報酬

取締役の報酬は取締役会により決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。

報酬委員会は、取締役会の決議により決定される2名以上の取締役で構成されるものとします。かかる報酬は、取締役会又は報酬委員会（場合に応じます。）が合意する割合・方法で（かかる合意がない場合には均等に）取締役会の構成員間で分配されます。但し、報酬支給対象期間の一部においてのみ取締役として在職した者は、分配時において、在職期間に関する報酬分のみ受領する権利を有するものとします。かかる報酬は、日々発生するものとみなされます。なお、2024年12月期に報酬（使用人としての給料を含みます。）として取締役に支払われた総額は、400千米ドル（63百万円）となりました。

② 独立監査人の報酬

独立監査人の報酬は、取締役会の決議又は取締役会が決定する方法において、取締役会により決定されます。2024年12月期に報酬として独立監査人に支払われた総額は、525千米ドル（83百万円）となりました。

(13) 投資委員会

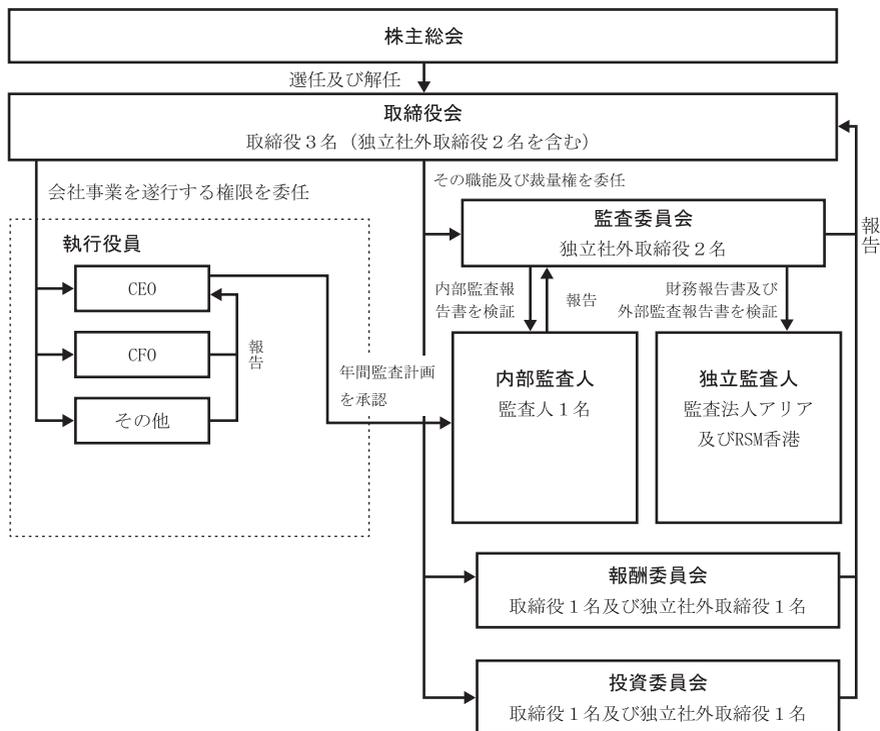
当社は2名の取締役によって構成される投資委員会を設置しております。投資委員会は2百万米ドル（316百万円）未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

3. 企業構造及び方針

(1) コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの推進に尽力しています。当社の経営に対する客観的な監視を担保するため、取締役会には独立社外取締役が選任されており、2024年12月31日現在、取締役会は2名の独立社外取締役を含む3名の取締役で構成されています。当社の監査委員会、報酬委員会及び投資委員会の構成は独立社外取締役を含みます。

2024年12月31日現在



(2) 独立社外取締役

独立社外取締役の人数

2024年12月31日現在の独立社外取締役は2名でした。

(3) 情報の開示

当社は、株主及び投資家に対する情報の開示を行うことによって高度な透明性を維持しております。開示対象文書には、有価証券報告書、四半期報告書及びプレス・リリースが含まれており、これらの文書は全て当社のウェブサイトで見ることができます。

(4) インサイダー取引防止方針

当社は、当社及びその子会社の従業員に対し当社株式の取引に関して日本の金融商品取引法に基づき課されている義務を認識させるとともに、特に、当社の事業活動に関して当該従業員が取得した内部情報の管理について基本的な手続を設定し、インサイダー取引の防止に係る職務上の義務を定めることで、当該従業員によるインサイダー取引を防止することを目的としたインサイダー取引防止方針を規定しております。

(5) 内部統制に関する基本的な企業方針

当社は、内部統制に関する指針及び手続を通じて内部統制システムを維持するという基本方針を確立しています。かかる指針及び手続は、2024年12月期に関して経営陣自らが実施した財務報告に係る内部統制の評価過程で、更に発達しました。

当社は、主要な業務手続を文書化し、重要な子会社には検査を実施いたしました。この結果、日本の金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制が有効に働いていることが、合理的に保証されております。

当社の独立監査人である監査法人アリアは、2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制に関して経営陣が行った評価の有効性を監査しています。

4. 後 発 事 象

(1) Good Mega Limited及び株式会社ビーグリーの株式取得

2025年1月10日、当社の完全子会社である新華モバイル・リミテッドは、Lian Yih Hann氏（以下「レン氏」といいます。）との間で、上場会社の株式を保有する証券口座を有するBVI法人であるGood Mega Limitedの持分100%を631.5百万円の対価にて取得する契約を締結しました。当該対価には、株式会社ビーグリーの株式353,600株（発行済株式総数の5.64%）の取得価額が含まれております。なお、株式譲渡は2025年1月22日に完了しております。

(2) リボルビング・クレジット・ファシリティィー契約

2025年3月31日に、当社は、レン氏との間でリボルビング・クレジット・ファシリティィー契約（以下「本クレジット・ファシリティィー契約」といいます。）を締結しました。主な条件は以下のとおりです。

- ・ 本クレジット・ファシリティィー契約の上限：200百万香港ドル（4,076百万円）
- ・ 本クレジット・ファシリティィー契約の期間：1年
- ・ 利息：年率 8% 複利
- ・ (参考：現在のHSBC（香港上海銀行）における香港ドルのプライムレートは 5.25%)
- ・ 担保・保証：なし

2025年6月30日までに、当社は、本クレジット・ファシリティィーより合計で11,311千米ドル（1,789百万円）を引き出しました。

5. 財務書類

(1) 【連結財務諸表等】

① 連結貸借対照表

	前連結会計年度 2023年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 2023年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 2024年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 2024年12月31日 (単位：百万円)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	1,276	202	9,180	1,452
売掛金	463	73	474	75
未収入金	50	8	209	33
その他	259	41	491	78
流動資産合計	2,048	324	10,354	1,638
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	469	74	532	84
減価償却累計額	△298	△47	△220	△35
建物及び構築物(純額)	171	27	313	49
工具、器具及び備品	254	40	261	41
減価償却累計額	△174	△27	△217	△34
工具、器具及び備品(純額)	81	13	44	7
有形固定資産合計	252	40	356	56
投資その他の資産				
関係会社株式	9,741	1,541	9,259	1,465
投資その他の資産合計	9,741	1,541	9,259	1,465
固定資産合計	9,993	1,581	9,615	1,521
資産合計	12,041	1,905	19,970	3,159

	前連結会計年度 2023年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 2023年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 2024年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 2024年12月31日 (単位：百万円)
負債の部				
流動負債				
買掛金	25	4	23	4
短期借入金	1,878	297	413	65
未払法人税等	3	0	—	—
未払金	9,932	1,571	2,465	390
未払費用	990	157	802	127
その他	195	31	184	29
流動負債合計	13,023	2,060	3,887	615
固定負債				
長期借入金	743	117	740	117
その他	—	—	133	21
固定負債合計	743	117	874	138
負債合計	13,766	2,178	4,761	753
純資産の部				
株主資本				
資本金	308	49	2,334	369
資本剰余金	471,317	74,553	489,382	77,410
利益剰余金	△438,649	△69,385	△442,064	△69,926
株主資本合計	32,977	5,216	49,651	7,854
その他の包括利益累計額				
為替換算調整勘定	△34,702	△5,489	△34,442	△5,448
その他の包括利益累計額合計	△34,702	△5,489	△34,442	△5,448
新株予約権	—	—	—	—
非支配株主持分	—	—	—	—
純資産合計	△1,725	△273	15,209	2,406
負債純資産合計	12,041	1,905	19,970	3,159

② 連結損益計算書

	前連結会計年度 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 (単位：千米ドル)	前連結会計年度 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 (単位：百万円)	当連結会計年度 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 (単位：千米ドル)	当連結会計年度 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日 (単位：百万円)
売上高	2,348	371	1,822	288
売上原価	1,389	220	992	157
売上総利益	959	152	830	131
販売費及び一般管理費				
役員報酬	400	63	400	63
給料及び手当	497	79	361	57
広告宣伝費	26	4	39	6
減価償却費	176	28	170	27
貸倒引当金繰入額	96	15	25	4
支払手数料	1,655	262	1,805	285
地代家賃	67	11	64	10
その他	646	102	596	94
販売費及び一般管理費合計	3,564	564	3,460	547
営業損失(△)	△2,604	△412	△2,631	△416
営業外収益				
受取利息及び配当金	18	3	3	0
営業外収益合計	18	3	3	0
営業外費用				
支払利息	276	44	302	48
為替差損	251	40	324	51
持分法による投資損失	69	11	160	25
営業外費用合計	596	94	786	124
経常損失(△)	△3,183	△503	△3,414	△540
税金等調整前当期純損失(△)	△3,183	△503	△3,414	△540
法人税、住民税及び事業税	△2	△0	2	0
法人税等合計	△2	△0	2	0
当期純損失(△)	△3,180	△503	△3,416	△540
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△3,180	△503	△3,416	△540

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
<p>※1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。</p> <p>流動資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">86</p> <p style="text-align: right;">(14)</p> <p>投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p style="text-align: right;">(—)</p>	<p>※1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。</p> <p>流動資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">111</p> <p style="text-align: right;">(18)</p> <p>投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額</p> <p style="text-align: right;">—</p> <p style="text-align: right;">(—)</p>
<p>※2 当社における機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を含んでおりません。</p>	<p>※2 同左</p>

(注)「円」で表示されている金額は、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=158.18円で換算されております。

連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月28日

ビート・ホールディングス・リミテッド

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビート・ホールディングス・リミテッドの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビート・ホールディングス・リミテッド及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、キャッシュ・フローも非常に厳しいため、引き続き既存の債務を返済するための資金が不足している状況にある。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（Good Mega Limited及び株式会社ビーグリーの株式取得）に記載のとおり、2025年1月10日、完全子会社である新華モバイル・リミテッドは、Lian Yih Hann氏との間で、上場会社の株式を保有する証券口座を有するBVI法人であるGood Mega Limitedの持分100%を631.5百万円の対価にて取得する契約を締結した。

また、2025年2月、会社グループは、ビットコインETFであるiShares Bitcoin Trustを51,730株、約2,827千ドル（477百万円）分購入している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ビート・ホールディングス・リミテッドの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ビート・ホールディングス・リミテッドが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

取締役会の監査委員会（以下「当委員会」といいます。）は、以下の2名の取締役で構成されております。当委員会は、取締役会により承認された規程を採用しております。当委員会は、当社の監査済財務諸表について、財務諸表に関し主な責任を有する経営陣とともに検討し議論してまいりました。当社の2024年の独立監査人であるRSM香港及び監査法人アリアは、当社の監査済財務諸表の海外及び日本で一般に公正妥当と認められる会計基準への準拠性につき意見を表明する責任を有しております。

上記の約因に基づき、当委員会は、取締役会に対し、当社の2024年有価証券報告書に監査済財務諸表を含めること、並びにRSM香港及び監査法人アリアが2025年において当社の独立監査人に任命されることを提案します。前述の報告書は、監査委員会を構成する以下の取締役により提供されます。

原野 直也（議長）
チャン・ツ・イン

2025年8月15日

議決権の行使に関する参考資料

全ての株主に保有される総議決権数：18,203,557.76332個（2025年3月25日現在）

議題及び参考資料：

<会社提案議案>

第1号議案：チン・シャン・ファイ氏の取締役としての再選任の件（普通決議）

現在、当社附属定款第67条(2)項は、議長又は経営担当取締役である取締役は、いかなる場合であっても、前回の任命又は選任から5年後の年次株主総会において再任の手続に従うものとするを規定しています。

チン・シャン・ファイ氏は、今般、本人の意向により、取締役の職を辞任し、本株主総会において同職に再任されることについて承認をお願いしたいと考えております。

チン・シャン・ファイ（Chin Siang Hui）氏の経歴及び所有株式数等は以下のとおりです。

役職名	生年月日	略歴	所有株式数(株) (2025年3月25日現在)
<p>取締役会長、最高経営責任者、最高財務責任者並びに報酬委員会及び投資委員会の委員長 (2021年7月9日付で就任)</p>	<p>1973年 8月25日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1997年 シンガポールの南洋理工大學を卒業、応用科学の学士号取得、コンピューターエンジニアリング。 ・ 1997年～1998年 Singapore Computer Systems Limited (情報技術事業)、シニアプログラマーアナリスト ・ 1998年～1999年 Science Applications International Corporation (情報技術事業)、ソフトウェアエンジニア ・ 1999年～2000年 Singapore Computer Systems Limited (情報技術事業)、アプリケーションスペシャリスト ・ 2000年～2001年 Mobilelogo Pte. Ltd. 及び Ecentz International Pte. Ltd. (情報技術事業)、共同創設者 ・ 2001年～2001年 Edgematrix Pte. Ltd. (情報技術事業)、プロジェクトマネージャー ・ 2011年～2018年 Fundonate (テクノロジーとソーシャルメディアを活用し慈善団体の資金調達を支援する非営利団体)、共同創設者兼ディレクター ・ 2002年～現在 Inphosoft Pte. Ltd. (情報技術事業)、共同創設者兼ディレクター ・ 2012年～現在 GINSMS Inc. 及びその子会社 (メッセージング及びソフトウェア事業)、会長兼CEO ・ 2015年～現在 Actxa Pte. Ltd. (メッセージング及びソフトウェア事業)、共同創設者兼ディレクター ・ 2015年～現在 Activate Interactive Pte Limited (情報技術事業)、取締役兼CEO 	<p>普通株式 0.08株</p>

第2号議案：株式分割の件（普通決議）

取締役会は、以下のとおり、株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を実施することを、株主の皆様にご承認をいただきたく提案いたします。

(1) 本株式分割の目的

当社の発行済並びに未発行の普通株式、優先株式及び劣後株式を1株につき10株の比率をもって分割するものです。

当社は、昨年、当時の低い株価を改善することを目的に、効力発生日を2024年3月27日とする100対1の株式併合を実施しております。その後、取締役会は、本年2月にビットコイン及びそのETFへの投資を当社の主要な準備金として採用することを決議し、ビットコインETFであるiShares Bitcoin Trustへの投資を開始しており、現在の株価に基づき、取締役会は、当社の株価を広く他の上場企業の標準的な水準に位置付けるために株式の分割を実施することが、当社の株主の利益になると考えています。当社は、本株式分割により流動性が向上し、価格変動が軽減され、株主基盤が拡大することで、すべての株主に利益をもたらすと予想しております。なお、本株式分割の実施自体は、当社の株主の株式保有割合、権利及び利益に影響を与えるものではありません。

(2) 本株式分割の内容

(i) 分割する株式の種類

普通株式、優先株式及び劣後株式

(ii) 本株式分割の割合

1株につき10株の比率をもって分割いたします。

(iii) 効力発生日

本株主総会にて可決された後、取締役会にて決議し開示いたします。

(iv) 本株式分割による発行済株式総数の変更（普通株式、優先株式及び劣後株式）

（2025年7月31日現在の発行済株式数に基づいた場合）

本株式分割前の発行済株式総数	18,203,556.76332株
本株式分割により変更される発行済株式総数	163,832,010.86988株
本株式分割後の発行済株式総数	182,035,567.63320株

(注) 当社には、当社株主名簿に氏名が記載された株主様（登録株主）、及び株式会社証券保管振替機構を通じて当社株式を保有されている保有者様（実質株主）がおります。また「本株式分割後の発行済株式総数」は、「本株式分割前の発行済株式総数」及び本株式分割の比率に基づき算出した理論値です。

(3) 本株式分割の詳細

取締役会は、取締役会が決定する日に、当社の発行済株式及び未発行株式を1株当たり額面1.00香港ドルの1株を、1株当たり額面0.1香港ドルの10株（以下「新株式」といいます。）に分割し、授權資本を（a）20,000,000,000香港ドル、1株当たり額面1.00香港ドルの18,200,000,000普通株式、一株当たり額面1.00香港ドルの1,300,000,000優先株式及び1株当たり額面1.00香港ドルの500,000,000劣後株式から、（b）20,000,000,000香港ドル、1株当たり額面0.1香港ドルの182,000,000,000普通株式、一株当たり額面0.1香港ドルの13,000,000,000優先株式及び一株当たり額面0.1香港ドルの5,000,000,000劣後株式に分割することを、株主の皆様にご承認をいただきたく提案いたします。

本株式分割が承認された場合、新株式の1株当たりの額面は0.1香港ドルとなり、新株式が発行される場合、引受価額にかかわらず、新株式の1株当たりの額面は0.1香港ドルが資本金に計上され、引受価額の残額が資本剰余金に計上されることにご注意ください。

本株式分割により生じる新株式の権利は変更されず（1株当たり額面1.00香港ドルの1普通株式の保有者は、1株当たり額面0.1香港ドルの10株を保有することになります。）、当社の基本定款及び附属定款に基づく普通株式、優先株式及び/又は劣後株式に関する制限の対象となります。

なお、本株式分割は、ケイマン諸島の法令及び当社の附属定款第4条及び第6条に従い、現行の基本定款第8条を変更することなく、1株当たりの額面を減少させるものですが、株主の皆様の便宜のために、本株式分割が承認され有効となった場合、授權資本に関する基本定款第8条を読み替えると以下のとおりとなります（下線部分が相違点となります）。当該修正を承認するための決議は、株主の皆様に提案されません。

現行基本定款（株式分割前の株式資本を便宜のために修正及び表示しております。）	本株式分割後の読み替え
<p>8. 当社の授權資本は 20,000,000,000 香港ドルであり、1株当たり額面 <u>1.00 香港ドルの 18,200,000,000</u> 普通株式、<u>一株当たり額面 1.00 香港ドルの 1,300,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>1.00 香港ドルの 500,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記授權資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授權資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>	<p>8. 当社の授權資本は 20,000,000,000 香港ドルであり、1株当たり額面 <u>0.1 香港ドルの 182,000,000,000</u> 普通株式、<u>一株当たり額面 0.1 香港ドルの 13,000,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>0.1 香港ドルの 5,000,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記授權資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授權資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>

本株式分割は、未払の資本金に対する負債を減少させるものではなく、払込済の資本金を株主の皆様に払い戻すものでもありません。また、本株式分割は、当社の基礎となる資産、事業活動、財務状況、及び株主の利益と権利に変更を加えるものではありません。

取締役会は、修正の有無にかかわらず、以下の決議を株主の皆様に普通決議にてご承認をいただきたく提案いたします。

1. 取締役会が決定する2025年又は2026年における日より有効とする。
 - (a) 当社の発行済及び未発行の1株当たり額面1.00香港ドルの普通株式を、1株当たり額面0.1香港ドルの普通株式10株に分割（以下「分割後普通株式」という。）し、各分割後普通株式はすべての点において相互に同順位であるとする。
 - (b) 当社の発行済及び未発行の1株当たり額面1.00香港ドルの優先株式1株を、1株当たり額面0.1香港ドルの優先株式10株に分割（以下「分割後優先株式」という。）し、各分割後優先株式はすべての点において相互に同順位であるとする。
 - (c) 当社が発行済及び未発行の1株当たり額面1.00香港ドルの劣後株式1株を、1株当たり額面0.1香港ドルの劣後株式10株に分割（以下「分割後劣後株式」という。）し、分割後劣後株式はすべての点において相互に同順位であるとする（(a) から (c) を総称して「本株式分割」という。）。

本株式分割の後、当社の授權資本を、(a) 1株当たり額面1.0香港ドルの18,200,000,000普通株式、一株当たり額面1.0香港ドルの1,300,000,000優先株式及び一株当たり額面1.0香港ドルの500,000,000劣後株式に分割される20,000,000,000香港ドルから、(b) 1株当たり額面0.1香港ドルの182,000,000,000普通株式、一株当たり額面0.1香港ドルの13,000,000,000優先株式及び一株当たり額面0.1香港ドルの5,000,000,000劣後株式に分割される20,000,000,000香港ドルに変更する。

2. 当社のいずれの取締役の一人（以下「取締役」という。）は、会社に代わって、株式分割及びそれに基づいて企図されている事項を実施及び実行するために必要、望ましい、又は適切であると自己の絶対的な裁量で判断するすべての文書、証書、契約を締結し、すべての行為又は事柄を行う権限をここに付与される。これには、株式分割に従い当社の既存株式の保有者に対して、分割された株式に関する既存の株券を消却し、新しい株券を発行することが含まれるが、これらに限定されない。

第3号議案：有償ワラント（新株予約権）の取締役及び役員への発行の件（普通決議）

取締役会は、以下のとおり、有償ワラント（以下「本新株予約権」といいます。）を当社及び当社の子会社の取締役及び役員（以下「割当先」といいます。）に発行することを、株主の皆様へ普通決議にてご承認をいただきたく提案いたします。

1. 本新株予約権の詳細

本新株予約権の総数：	540,000個（当社発行済株式に対する割合2.88%）（注） また、株式分割及び株式併合に関する慣例的な調整の対象とします。
本新株予約権の行使により発行される株式の種類及び数：	本新株予約権1個あたりの行使により普通株式1株が発行されます。本新株予約権が全て行使された場合、合計540,000株が発行されます。また、株式分割及び株式併合に関する慣例的な調整の対象とします。
発行日：	本株主総会の開催日の翌営業日
発行価額：	2.87円、第三者評価機関により決定される公正価額とします。
払込日：	本株主総会の開催日の翌営業日
行使価額：	1,144円、本新株予約権発行決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均とします。また、株式分割及び株式併合に関する慣例的な調整の対象となります。いかなる場合も、行使により発行される新株式の額面価額を下回らないものとします。
行使期間：	割当日から3年間
各年における行使可能な本新株予約権の最大累計数：	1年目：各保有者が保有する本新株予約権の1/3を行使可能とします。 2年目：各保有者が保有する本新株予約権の2/3を行使可能とします。 3年目：各保有者が保有する本新株予約権の全てを行使可能とします。
割当先：	当社及び当社の子会社の取締役及び役員（取締役会の裁量で決定する以下の者とする。）： ・チン・シャン・ファイ（取締役、CEO）、320,000個 ・原野 直也（独立社外取締役）、100,000個 ・チャン・ツ・イン（独立社外取締役）、70,000個 ・高山 雄太（子会社の取締役）、50,000個 各割当先に割当てられる本新株予約権の数は、取締役会によって承認され、合計540,000個となります。

その他:	<ul style="list-style-type: none"> ・本株主総会において株主の皆様の承認を得ることを発行の条件とします。 ・買戻し請求権：割当対象者が権利行使期間中に当社及び当社の子会社の取締役又は役員のいずれかの地位も失った場合、又は当社取締役会が本新株予約権の買戻しが必要であると決議した場合、当社は本新株予約権保有者に対し、1営業日前までにその旨を通知するものとします。取締役会が定める買戻し期日において、当社は本新株予約権の保有者が保有する本新株予約権の全てを、各本新株予約権の当初発行価額で買い戻すものとします。 ・行使の条件：行使期間内に当社普通株式の終値が5取引日連続して3,000円（株式分割及び株式併合に関する慣例的な調整の対象とします。）を超えた場合、本新株予約権を行使できるものとします。 ・取締役会の承認により、本新株予約権を譲渡できるものとします。
------	--

(注) 2025年7月18日現在の当社の発行済株式数18,203,556.76株（普通株式及びA種優先株式）に上記新株予約権が全て行使されたと想定した540,000株の合計18,743,556.76株に対する割合。

2. 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役及び役員に対して、有償にて本新株予約権を540,000個発行するものであります。

本新株予約権は、インセンティブプランとして機能するよう行使条件として株価条件を付しております。具体的には、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続して3,000円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。

行使価額は、取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均株価である1,144円とすることを決定いたしました。行使価額を取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均株価とした理由は、当社株式の直近の株価が大きく変動しており、取締役会決議日の直前取引日の終値を基準にすると、一時的な高値に基づいた価格設定となる可能性があるため、短期的な価格の上下動に左右されず、より客観的かつ妥当な価額を設定することにより、価格の変動を均し、行使価額の公正性・合理性を担保するためです。なお、参考として当該行使価額1,144円の、取締役会決議日の直前取引日の終値1,518円に対する乖離率は24.6%のディスカウント、当該直前取引日までの3か月間の終値平均863円に対する乖離

率は32.5%のプレミアム、当該直前取引日までの6か月間の終値平均1,017円に対する乖離率は12.5%のプレミアムとなります。

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、財務面での改善が急務となっております。このような状況を踏まえ、本年2月にビットコイン及びそのETFへの投資を当社の主要な準備金として採用することを決定し、ビットコインETFであるiShares Bitcoin Trustへの投資を開始しております。こうした施策を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上を図るとともに、業績拡大に向けた経営陣の強いコミットメントを対外的に示す必要があると考えております。その一環として、本新株予約権の行使条件については、「5取引日連続して当社株価が3,000円を超えた場合」に限定いたしました。この3,000円という株価水準は、取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均株価である1,144円と比較して約3倍に相当し、実現には大幅な企業価値の向上が不可欠です。したがって、この条件を設定することにより、当社経営陣が株主価値の向上に向けた成果を具体的な株価目標という形で掲げ、それを実現することで初めて報酬としてのインセンティブが得られる、という構造を採用しております。

割当対象者が権利行使期間中に当社グループの取締役又は役員のいずれの地位も失った場合、又は当社取締役会が本新株予約権の買戻しが必要であると決議した場合、当社は当該割当対象者が保有する本新株予約権の全てを、本新株予約権1個当たりの発行価額と同一の価格で買戻すものとします。本新株予約権の買戻し条項を設ける目的は、経営の緊張感を維持し、当社グループへのコミットメントを強化することです。

当社は、本新株予約権を発行するために、各割当対象者と上記の条件を盛り込んだ慣例的な新株予約権買取契約書（以下「有償ワラント買取契約」といいます。）を締結します。

有償ワラント買取契約書（英語版）の電子版は、日本語版と共に、本通知の発行日から本株主総会の日まで、当社ウェブサイト（<https://www.beatholdings.com>）又は（<http://legacy.beatholdings.com>）にて閲覧可能です。有償ワラント買取契約書の日本語版は、参考和訳であることをご了承ください。

取締役会は、修正の有無にかかわらず、以下の決議を株主の皆様にご承認をいただきたく提案いたします。

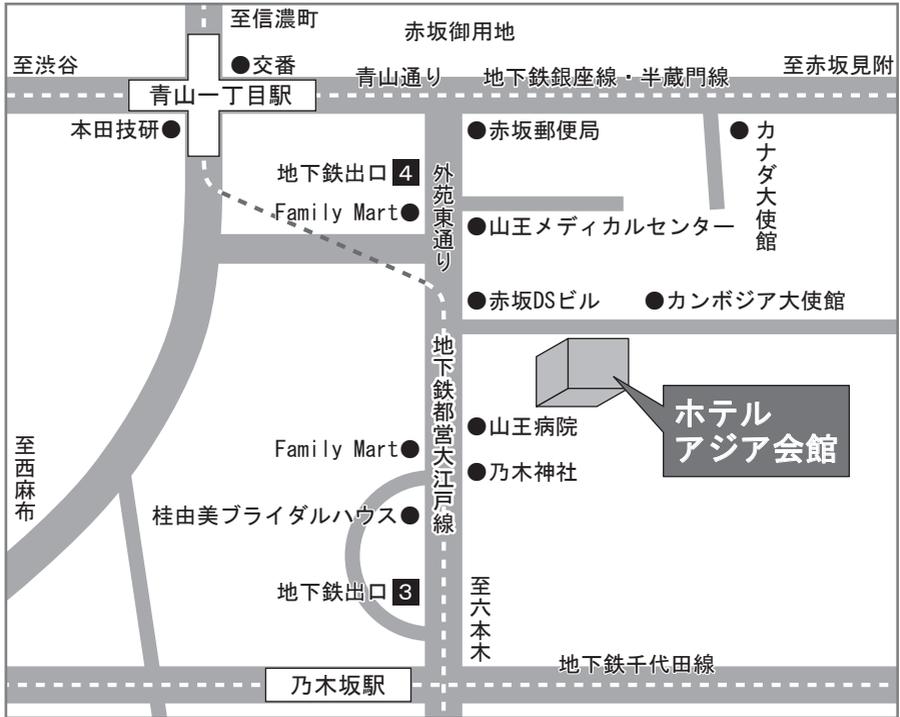
1. 2025年8月15日付の当社の定時株主総会の通知に記載された条件と実質的に同一の条件にて、割当対象者に対して新株予約権（「本新株予約権」という。）を発行することを、ここに承認し認可する；
2. 有償ワラント買取契約の様式（その写しは「A」と記され、識別するために、会議の議長が署名したものを会議に提出する）がここに承認され、取締役は、その条件及び有償ワラント買取契約に従って、(i) 本新株予約権、及び(ii) 本新株予約権の行使により当社株式を割当及び発行する権限を付与される。
3. 会社の取締役のいずれか、又はファイナンシャル・コントローラーに、以下を行う権限を付与する。(i) これらの決議文により承認された事項の執行、(ii) 会社の公印によるよらずに拘わらず、会社のために本新株予約権の要項、有償ワラント買取契約、その他契約書、証明書、受諾書その他の文書を、取締役のいずれか又はファイナンシャル・コントローラーがこれら決議文により決議された事項の執行のため必要である又は好ましいと判断し、取締役のいずれか又はファイナンシャル・コントローラーによるかかる文書の執行がかような判断の決定的な証拠となるような形で、執行すること。

以 上

1. 本書に記載された財務情報は、当社が日本において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づいて有価証券報告書のために作成した連結財務諸表から抜粋したものです。また、前掲の連結貸借対照表及び連結損益計算書は、本株主総会のために株主の皆様にご参照いただくべき重要な情報として当社が有価証券報告書に含まれる連結財務諸表から抜粋したものです。連結財務諸表の詳細につきましては、当社のウェブサイト (<https://www.beatholdings.com>) 又は (<http://legacy.beatholdings.com>) 及び有価証券報告書をご参照ください。
2. 前掲の連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の謄本は、有価証券報告書に掲載された連結財務諸表のために作成されたものであり、本書に掲載された財務情報のために作成されたものではありません。
3. 本書に追加情報が生じた場合には、当該内容を当社のウェブサイト (<https://www.beatholdings.com>) 又は (<http://legacy.beatholdings.com>) に掲載いたします。
4. 本株主総会の決議事項の結果は、当社のウェブサイト (<https://www.beatholdings.com>) 又は (<http://legacy.beatholdings.com>) に掲載いたします。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂 8-10-32
ホテル アジア会館、2階「会議室A」
電話 03-3402-6111



【交通のご案内】

<https://www.asiacenter.or.jp/access/>

- 地下鉄 銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目駅」下車、徒歩5分
- 地下鉄 千代田線「乃木坂駅」下車、徒歩5分